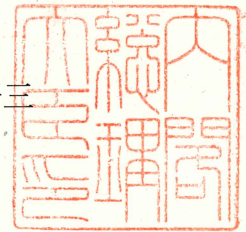


府益担第1452号
平成30年12月12日

公益財団法人中部圏社会経済研究所
代表者 藤井 良直 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成30年12月12日 から 平成35年12月11日 まで